

# 身延町行政改革大綱(第五次)素案に関する パブリックコメント(意見募集)の結果について

◎本件に関する意見募集は終了しました。

◎平成31年2月19日(火)から2月28日(木)までの期間、ご意見を募集しましたが、要件を満たす方からの提出はありませんでした。

実施したパブリックコメント(意見募集)の内容は下記のとおりでした。

身延町では、平成17年に身延町行政改革大綱を策定し、以降第二次、第三次、第四次と継続して組織の簡素合理化、事務の効率化など行財政運営の改善に取り組んでまいりました。今回、身延町行政改革大綱(第四次)の期間が平成30年度で終了することに伴い、ますます厳しさを増す社会・経済情勢の中で、喫緊の課題である人口減少問題への対応や、将来に渡り安定した町民サービスを提供するためには、更なる行政改革が必要であると判断し、基本的には第四次大綱を継承する形で、身延町行政改革大綱(第五次)(平成31年度～平成33年度)の策定に着手してまいりました。このたび、身延町行政改革大綱(第五次)の素案がまとまりましたので、これを公表し、皆様からのご意見を募集します。

## 1. 募集期間

平成31年2月19日(火)～2月28日(木)【必着】

## 2. 閲覧機関

平日の午前8時30分～午後5時15分

## 3. 意見を提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に勤務し、又は通学されている方
- (3) 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人の方

## 4. 公表場所

身延町ホームページ  
身延町役場 本庁 総務課

## 5. 意見の提出場所

住所、氏名及び連絡先(電話番号)を記載のうえ、持参・郵送・FAX又はメールのいずれかの方法により提出してください。書式はホームページ及び公

表場所に用意してあります。なお、匿名や電話でのご意見は受け付けることができません。また、提出していただいたご意見について、個別に回答は致しませんのであらかじめご了承ください。

## 6. 意見の提出先

持 参 身延町役場 総務課（公表場所へ直接）  
郵 送 〒409-3392 身延町切石 350 番地 身延町役場 総務課宛て  
F A X 0556-42-2127  
メール [gyoukaku@town.minobu.lg.jp](mailto:gyoukaku@town.minobu.lg.jp)

## 7. 問い合わせ先

総務課 行政改革担当（電話：0556-42-4800）

## 8. 意見募集結果の公表

提出されたご意見につきましては、内容ごとに整理・分類し、町の考え方とともにホームページで公表します。ご意見の内容以外（個人情報）は公表いたしません。

(案)

# 身延町行政改革大綱 (第五次)

「一人ひとりが改革実行の担い手」



平成31年 月  
身延町役場



## I 行政改革の基本姿勢

### ① 更なる行政改革の必要性

本町を取り巻く社会・経済環境は益々厳しさを増しています。最も大きな変化のひとつとして、人口減少問題が上げられます。特に少子高齢化への対応は喫緊の課題です。

本町では、第二次身延町総合計画の将来像である「安らぎと 活力ある ひらかれたまち」の実現に向けて、これまでも行政改革を積極的に推進し、一定の成果をおさめてきました。しかしながら、急速な少子高齢化をはじめとして、社会構造が大きく変化する中で、財政環境が一段と厳しさを増しています。

こうした中で中長期にわたり健全財政を維持しつつ、町民の期待に応え、子どもから高齢者まで誰もがいきいきと暮らしていける施策を展開していくためには、職員一人ひとり自らが「計画（PLAN）・実行（DO）・評価（CHECK）・見直し（ACTION）」の「PDCAサイクル」を実践し、調査・分析・行動する能力を高め、効果的・効率的な町政運営を行うため、更なる取り組みが必要となります。

### ② 行政改革大綱の取組期間

急速な社会情勢の変化に対応するため、従来同様、定期的な見直しが行える3箇年のスパンでの取り組みが必要だと判断し、「平成31年度から平成33年度」までの3年間を本行政改革大綱に基づく取組期間とします。また、具体的な実施計画（実行プラン）を策定して年度ごとに成果と課題を検証し、目標の見直しを行い適宜修正、変更等を実施しながら取り組みを進めていきます。

### ③ 実施計画及び進行管理

本行政改革大綱の推進項目を具体的かつ着実に推進していくため、平成28年度から導入されている「人事評価制度」と連動させ、各所属の組織目標を実施計画（実行プラン）として取り組みます。

全職員が危機感と厳しい姿勢を持ちながら取り組みを進めるためには、定量的な目標を設定することが重要となります。

このため、数値目標を設定できる項目については、組織目標においてより具体的に設定していくこととします。なお、計画の進捗状況等については、従来通り積極的に情報の公開に努めていきます。

## 【策定経過】

区 分	期 間
身延町行政改革大綱（第一次）	平成17年度から平成21年度（5箇年）
身延町行政改革大綱（第二次）	平成22年度から平成24年度（3箇年）
身延町行政改革大綱（第三次）	平成25年度から平成27年度（3箇年）
身延町行政改革大綱（第四次）	平成28年度から平成30年度（3箇年）



## II 基本理念

### —知恵と工夫による地域の発展—

地方分権型社会に適応した自治体として、町民にとって満足度の高い行政サービスを安定的に供給し、個性的で堅実なまちづくりを推進していくためには、財政の健全性を維持し、町民と行政がそれぞれの役割と責任を担いながら、協働して地域経営をしていく自覚と仕組みが必要です。

そのためには、町民自治の充実へ向けた取組を深め、積極的な情報共有と十分な説明を行い、相互の信頼を深めながら一步ずつ改革を進めていきます。

すべての職員は、この町で暮らす町民の福祉の向上と地域社会の発展が使命であることを常に自覚し、自己の能力を最大限に発揮しながら率先して行財政改革へ取り組んでいきます。

このような観点から、「知恵と工夫による地域の発展」を行政改革推進の基本理念とします。

## III 達成目標

### 「効果的・効率的な役場経営」

限られた人員と予算の中で、「行政の効率化」をいかにして進めるかが行政改革の課題と言えます。職員自らが常に問題意識と解決に向けた知恵を出し、事業施策の評価や見直しを積極的に進め、廃止・縮小したことにより生じる財源を“雇用の創出”や“人材の育成”“移住定住の促進”“結婚・出産・子育て環境の充実”といった重要施策へ重点的に配分することにより、町の喫緊の課題である人口減少の改善に向けた取り組みを進めます。

そのためには、町民との対話から町政に対する要望を的確に把握し、適切に解決することで行政と町民の信頼関係の強化に努め、総合計画の将来像である「安らぎと活力ある ひらかれたまち（生まれてよかった 育ててよかった 住んでよかったと思えるまち）」の実現を目指して、未来志向と柔軟な発想を持ち、繊細でありながら大胆な行動力を発揮して「効果的・効率的な役場経営」に向けた取り組みを続けます。

## IV 基本的な取組方針

### 一人ひとりが改革実行の担い手

職員が地方行政のプロフェッショナルとしての自負を持ち、有益な情報の取得に努め、常に町民の目線で行政ニーズを把握し、前例に拘らない柔軟な姿勢で迅速に地域の課題へ対応出来る実行力の高い行政組織の構築を目指します。

全職員が行政課題を共有し、知恵を出し合い、機動的に行動できる実行主体となるべく「一人ひとりが改革実行の担い手」を基本方針とし、職員資質の向上を図り“職員の行動改革の推進”と“健全な行財政運営の推進”を重点課題に位置づけて取り組みます。



## V 推進項目

### 1 組織目標の達成に向けた取組

#### (1) 課別目標の設定

職員には、町の施策に対する理解力、幅広い知識と教養、さらには政策形成力や実行力が求められています。課ごとの組織目標を明確にし、目標達成のために具体的な取組方法や期限を自ら設定することで、職員の自発性を促し、自己研鑽を積むことが「効果的・効率的な役場経営」という大綱の達成目標に繋がります。

すべての課で課題や目標を洗い出し、共通認識のもとでチームワークの醸成を目指すとともに、積極的に地域の先頭に立ち、町民との意見調整や地域間の連携づくりを推進する組織形成がポイントになります。

### 2 行政組織と人財育成

#### (1) 適性な定員管理

最小の人員で最大の効果をあげるため、職員一人ひとりの業務量を的確に把握し、職員間の負担の公平化に配慮し適正な配置を図ります。また、臨時職員・再任用職員についても、職務内容を十分精査し、雇用期間及び賃金を検討する中で適正な定員管理に努めます。

#### (2) 人財育成

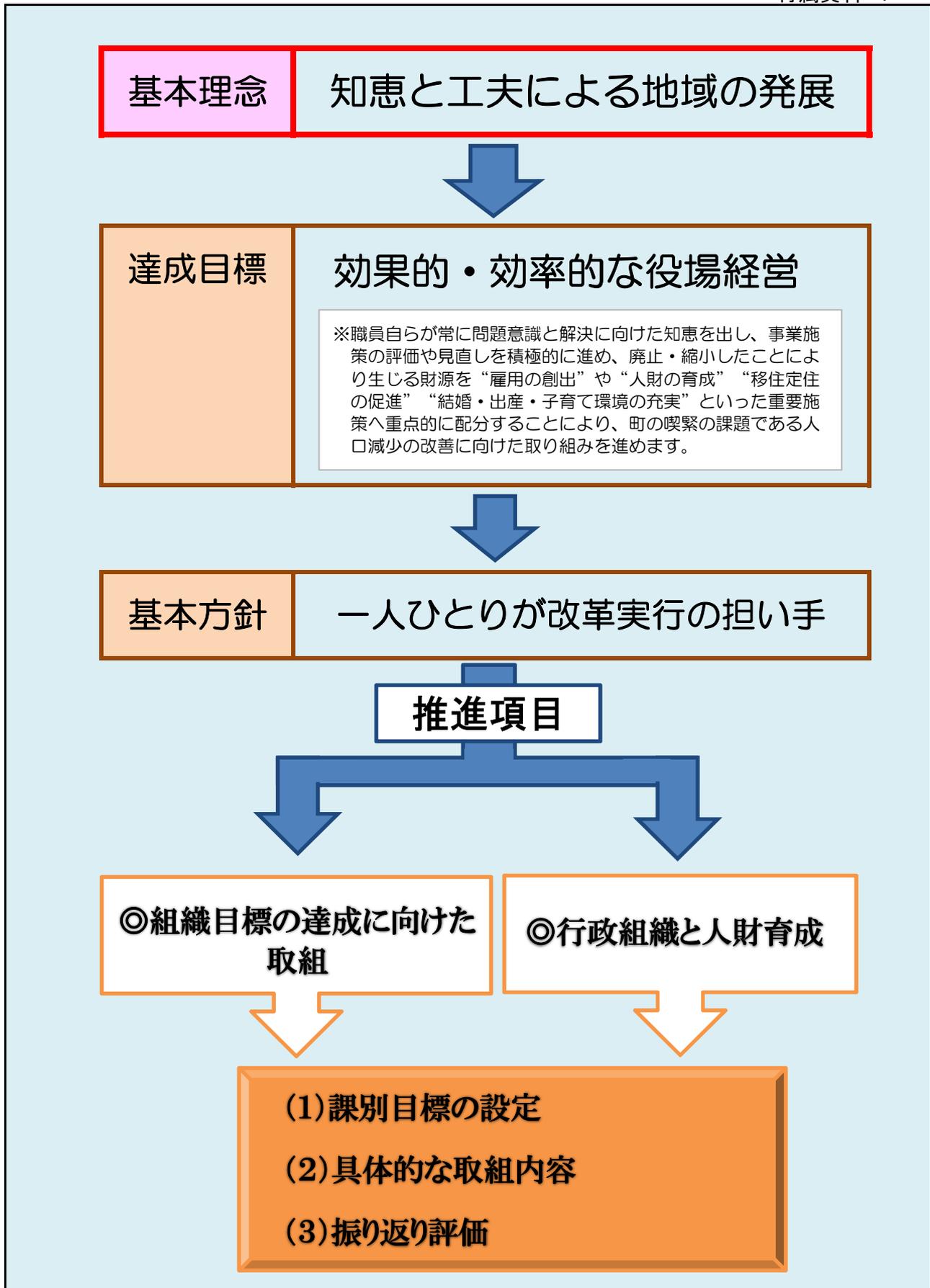
人事による組織の活性化と公務能率の向上・やる気の発揚を図るため、職員の資質とやる気を重要視した昇任制度や適正配置を検討し、人事評価制度の活用を図りながら人財育成に取り組みます。

各種の研修に職員を派遣し、個の能力開発に活用するとともに、庁内研修の充実を図り、身延町人財育成の基本方針である「基礎能力・分析力・実行力をもち、住民から信頼される職員」を目指します。

※人財：身延町では人を財産と考え、育てるということからも、あえて「人材」を「人財」とし「財」を使用しています。

#### 【求められる職員像は】

- 1 町民と協働し、責任ある行動をとり、町民から信頼される職員
- 2 目標達成志向とコスト意識を持ち、創意工夫による職務を遂行できる職員
- 3 前例をそのまま引き継ぐことや、慣例主義から脱却し問題解決に挑戦する職員





## 推進体制

### 1. 行政改革推進委員会 .....

行政改革推進委員会は、町長の諮問に応じて、本町の行政改革の推進に関する重要事項を調査及び審議し、答申します。

また、必要に応じて町長に意見を申し出ることができます。

委員の数は10名以内で、町政に関して優れた見識を有する者及び公募による者から町長が委嘱します。

### 2. 行政改革推進本部 .....

行政改革推進本部は、行政改革大綱及び実施計画の策定・実施、その他行政改革に係る重要事項を審議します。

本部長を町長、副本部長を副町長・教育長とし、課長等及び本部長が指名する職員をもって組織します。

#### (1) 推進幹事会議

行政改革推進幹事会議は、本部長、副本部長及び課長等をもって組織し、行政改革大綱及び実施計画の策定・実施、その他行政改革に係る重要事項を審議します。

#### (2) 推進リーダー会議

推進リーダー会議は、本部長の指名した職員で構成し、行政改革大綱及び実施計画の素案の検討・調査を行います。また、喫緊の課題処理に対しては、全職員の中から有志を募り、随時ワーキンググループを設置して対応策の検討を行います。

### 3. 各課等 .....

各課等は、管理職のもと担当する事務事業の改善を図るため持続的に研究・検討を行い、主体的に改革の実行に努めます。

また、各課等から庁内への改善提案も積極的に行います。